

埼玉県人事委員会の会計年度任用職員の任用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県人事委員会の会計年度任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関し、基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「会計年度任用職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職にある者をいう。

(任用)

第3条 会計年度任用職員の任用は、公募によるものとする。ただし、職務内容等により候補者が限定されるなど、これにより難しい場合については、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず会計年度任用職員としての従前の勤務実績等により、2回まで公募によらない再度の任用を行うことができるものとする。
- 3 会計年度任用職員の採用は、選考によるものとする。
- 4 会計年度任用職員の任免は、人事委員会事務局長（以下「事務局長」という。）が行うものとする。
- 5 前項の任免に関しては、通知書を本人に交付して行う。
- 6 会計年度任用職員の任期は、1会計年度を超えない範囲内とする。
- 7 地公法第16条各号及び平成11年改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く。）に該当する者は、会計年度任用職員となり、又は選考を受けることができない。
- 8 会計年度任用職員は、地公法第16条各号（第2号を除く。）に該当するに至ったときは、職員の分限に関する条例（昭和26年埼玉県条例第51号。以下「分限条例」という。）で定める場合を除くほか、その職を失う。
- 9 会計年度任用職員の採用は、全て条件付のものとし、その職において1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。
- 10 1月の勤務日数が15日に達しない者については、勤務日数が15日に達する日まで条件付採用の期間を延長する。

- 11 会計年度任用職員は、会計年度任用職員人事評価実施要領（令和2年4月1日事務局長決裁）に基づき、人事評価を実施する。
- 12 会計年度任用職員の公募によらない再度の任用に当たり、会計年度任用職員としての従前の勤務実績については、人事評価の結果を用いるものとする。
- 13 会計年度任用職員は、任期の途中で辞職を申し出ることができる。

（報酬等）

第4条 会計年度任用職員の報酬等及び通勤に係る費用弁償並びに勤務日、勤務時間、休暇、職務専念義務免除、育児休業等、服務、服務の宣誓、営利企業従事等許可、分限、懲戒、社会保険の適用、災害補償等については、別に定める場合を除き、知事部局の会計年度任用職員の例による。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等に関して必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

（実施時期）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の施行日前に、埼玉県人事委員会の非常勤職員の任用等に関する要綱（平成17年2月9日事務局長決裁）に基づき任用されていた非常勤職員が、引き続き会計年度任用職員に任用される場合には、非常勤職員の年次休暇の残日数は、会計年度任用職員の年次休暇として引き継ぐものとする。
- 3 この要綱の施行日前に、非常勤要綱に基づき任用されていた非常勤職員及び臨時職員取扱要綱に基づき任用されていた臨時職員が、引き続き会計年度任用職員に任用される場合には、別表第1及び別表第2の年度の算定に当たっては、非常勤職員及び臨時職員の採用初年度からの年度を通算するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

年 度	採 用 初 年 度	2 年 度 目	3 年 度 目	4 年 度 目	5 年 度 目	6 年 度 目 以 上
年次休暇日数	10	12	14	16	18	20

注：他の課（所）から引き続き採用する場合の表中「年度」の算定にあたっては、採用初年度からの年度を通算するものとする。

別表第2

週 所 定 勤 務 日 数	1 年 間 の 所 定 勤 務 日 数	年 度	採 用 初 年 度	2 年 度 目	3 年 度 目	4 年 度 目	5 年 度 目	6 年 度 目	7 年 度 目	8 年 度 目	9 年 度 目	10 年 度 目	11 年 度 目	12 年 度 目	13 年 度 目	14 年 度 目	15 年 度 目	16 年 度 目 以 上
			1 日	48 日から 72 日まで	1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
2 日	73 日から 120 日まで	3	4	4	5	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
3 日	121 日から 168 日まで	5	6	6	8	9	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
4 日	169 日から 216 日まで	7	8	9	10	12	13	15	16	17	18	19	20	20	20	20	20	20
5 日 以 上	217 日以上	10	11	12	14	16	18	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

注1：他の課（所）から引き続き採用する場合の表中「年度」の算定にあたっては、採用初年度からの年度を通算するものとする。

注2：表中「1年間の所定勤務日数」の項は週以外の期間によって所定勤務日数が定められている会計年度任用職員に限り、用いるものであること。

注4：表中「週所定勤務日数」の項及び「1年間の所定勤務日数」の項の適用に

については、任期の初日における勤務条件によって判断するものとする。

なお、当該任期の途中に当該所定勤務日数が変更された場合においても、年次休暇の日数については変更しないものであること。